

**令和9年度岡山県教育委員会職員（司書）
採用候補者選考試験実施要項**

1 試験の目的

この試験は、令和9年度岡山県教育委員会職員（司書）採用の選考資料とするために実施します。

2 採用職種

司書

3 採用予定人員

若干名（※採用予定人数は、欠員の状況等により変更することがあります。）

4 職務内容

県立学校、岡山県立図書館等において司書の業務に従事することになります。

5 求める職員像

- (1) 公務員としての高い倫理観と使命感を持ち、自ら考え、積極的に行動できる職員
- (2) 図書館業務に必要な知識や専門性、コミュニケーション能力を高め、課題解決に当たる力や学び続ける姿勢がある職員
- (3) 広い視野と優れた分析能力を有し、県民ニーズに的確に対応できる職員

6 受験資格

- (1) 次のいずれにも該当する者

ア 昭和61年4月2日以降に生まれた者

イ 図書館法（昭和25年法律第118号）第5条に規定する司書の資格を有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者

- (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当する者

例えば、次の事項に該当する者です。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者（※）に該当する者

（※）特定性犯罪事実該当者に関する注意事項

※本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日に施行する「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

※特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

※このため、あらかじめ、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」及び「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙を参照してください。

7 受験申込み

電子申請（インターネット）により申し込むこと。

ただし、インターネット環境が整っていないなど特別な事由により、電子申請ができない場合は、6月12日（金）までに岡山県教育庁教育政策課（電話：086-226-7568）へ連絡すること。

岡山県電子申請サービス

https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=57030

※右の二次元コードから、スマートフォン等での申込みも可能です。

※インターネット環境及びプリンターが必要となります。

※電子申請は、システム管理等のため、一時的に使用できない場合があります。



ア 受付期間

令和8年5月20日（水）8時30分から同年6月19日（金）17時まで

イ 電子申請の流れ

(ア) 上記URLから、岡山県電子申請サービスにアクセスし、入力フォームで必要事項を入力し、下記〈顔写真データ提出上の注意事項〉に従って用意した出願者の顔写真データを添付して送信する。この際、送信後に通知される整理番号を控えておくこと。

(イ) 令和8年6月25日（木）以降に岡山県教育庁教育政策課のホームページに掲載される受験番号を確認し、受験票（所定の様式による。）を作成する。

(ウ) 第1次試験当日、必要事項を記入した受験票を提出する。

※受験票等の様式は、岡山県教育庁教育政策課のホームページからダウンロードし、印刷してください。

〈顔写真データ提出上の注意事項〉

出願者の顔写真について	ファイル名
以下の条件を満たす写真を準備すること <input type="checkbox"/> 本人のみ上半身が撮影されたもの <input type="checkbox"/> 申込み前6か月以内に撮影されたもの <input type="checkbox"/> 無帽で正面を向いたもの <input type="checkbox"/> 背景や影がないもの <input type="checkbox"/> 受験時に眼鏡を着用する場合は、必ず眼鏡を着用したもの <input type="checkbox"/> 下記の規格の画像ファイルであること <input type="checkbox"/> JPEG 又は JPG 形式 <input type="checkbox"/> 縦横比が縦4：横3 <input type="checkbox"/> データサイズは2MB以内	ローマ字氏名生年月日photo とすること 例) 岡山次郎 H16.9.5 生 ⇒okayamajiro20040905photo
	写真の見本 (写真)

8 試験の日時及び内容

第1次試験

令和8年7月5日（日）9：20～14：10		
一般教養試験 （択一式） 100点	専門試験 （択一式） 100点	専門試験 （記述式） 100点

※試験当日は、受験票、時計（アラーム機能付きの場合には、音が出ないように設定すること。携帯電話やスマートフォン、計時機能以外の機能がある時計（スマートウォッチ等）による代用はできません。）、筆記用具（HB以上の濃さの鉛筆・シャープペンシル、消しゴム）、昼食を持参してください。

一般教養試験（択一式）では、シャープペンシルは使用できません。

第2次試験

令和8年8月17日（月）～8月21日（金）のうち指定する日
口述試験

※第2次試験は、第1次試験合格者について行います。

9 試験会場

- ・第1次試験 岡山県庁分庁舎
（岡山市中区古京町1-7-36）
- ・第2次試験 第1次試験合格通知書で指定する場所

10 選考基準等

(1) 第1次試験

ア 選考の方法

一般教養試験及び専門試験を基に、総合的に選考する。

(2) 第2次試験

ア 選考の方法

口述試験を基に、総合的に選考する。

イ 主な評価の観点

口述試験・・・「態度・表現力」「積極性」「忍耐力・堅実性」
「協調性」「創造力・企画力」

11 合格者の発表

この試験の結果は、岡山県教育庁教育政策課のホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、受験者宛てに試験結果の通知書を送付します。

- ・第1次試験合格者発表・・・7月27日（月）午前9時
- ・第2次試験合格者発表・・・8月31日（月）午前9時

12 試験結果の情報提供

- ・第1次試験の不合格者に、一般教養試験及び専門試験の得点を結果通知とともに情報提供します。

- ・第2次試験の受験者に、口述試験の評価段階を結果通知とともに情報提供します。

13 合格から採用まで

- ・合格者は、原則として令和9年4月1日付けで採用します。ただし、採用候補者でも、司書の資格を取得できなかった場合は、採用しません。
- ・第2次試験の受験者で採用候補者とならなかった者のうち、若干名を補欠とし、採用候補者に欠員が生じた時には、その者を採用候補者とする場合があります。

14 給与

給料月額は、4年制大学卒（新卒）で243,900円です。職歴等がある場合は、一定の基準で加算されます。このほか諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等）がそれぞれの条件で支給されます。（令和8年4月時点の制度の場合）

なお、今後の給与改定の状況によっては、支給額が増減することがあります。

15 受験上の配慮

身体等の事情により、受験に際して特に配慮を必要とする場合は、受験申込み時に連絡してください。

16 その他

- (1) 受験申込書の記載内容が事実と相違する場合は、合格を取り消すことがあります。
- (2) 受験手続その他の詳細については、岡山県教育庁教育政策課にお問い合わせください。
- (3) 岡山県教育庁教育政策課のホームページでは、先輩職員からのメッセージ・過去の受験者数、合格者数等も掲載しています。
- (4) 試験の延期や会場変更など緊急連絡事項をお知らせする場合には、岡山県教育庁教育政策課のホームページに掲載しますので、必ず事前に確認の上、受験してください。

岡山県教育庁教育政策課のホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/site/16/1033584.html>

「令和9年度岡山県教育委員会職員（専門職）採用候補者選考試験」



(別紙)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

(定義)

第二条（略）

- 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

試験会場案内

岡山県庁分庁舎



◇分庁舎までのアクセス

(徒歩)

J R 岡山駅東口から約 3 km、徒歩約 30 分

(バス)

岡電バス：県庁・岡電高屋行きに乗車。「県庁前」停留所で下車してください。
宇野バス：四御神行き、片上行き、瀬戸駅行き、長岡・駅前行きのいずれかに乗車
「県庁前」停留所で下車してください。
両備バス：西大寺行きに乗車。「県庁前」停留所で下車してください。

(路面電車)

東山行きに乗車。「県庁通り」駐車場で下車してください。

※自家用車での来場は御遠慮ください。